平成２４年（フ）第２９３号
北海道旭川市川端町６条10丁目１番３号　グレース川端206号室
債務者　秋葉　和夫
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９７号
北海道旭川市豊岡９条５丁目３番４号　スカイコーポＢ
債務者　前田　正弘
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９００号
東京都三鷹市野崎４丁目８番４号テラス・吉野Ｂ２
債務者　小田島しのぶ（旧姓原）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９４８号
東京都国分寺市東元町２丁目11番30号みやこ荘６
債務者　榎本　鋼志
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８６５号
東京都日野市神明４丁目８番地の５神明・田口ハイツ308
債務者　綱分　順未
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７００号
東京都町田市高ケ坂1857番地公社住宅Ｃ821
債務者　澤田　彩加（旧姓石岡）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８５０号
東京都昭島市朝日町１丁目５番２号
債務者　細淵　香里
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２４年（フ）第１４号
沖縄県国頭郡本部町字石川972番地、住民票上の住所沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地495
破産者　津波　松直
主文　財産状況報告集会・計算報告集会・廃止意見聴取・債権調査の期日（平成24年10月16日午前11時30分）を平成24年11月６日午前11時30分と変更する。
平成24年９月３日　那覇地方裁判所名護支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２００３号
さいたま市大宮区天沼町２丁目63番地
破産者　株式会社小野土木
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６号
宮城県遠田郡美里町二郷字蔵人主沖名一号４番地
破産者　蔵本建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
秋田市外旭川字堂ノ前191番地１
破産者　株式会社京屋商事
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７９１号
横浜市泉区和泉町7315番地の14
破産者　サンコーホームズ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２号
新潟県三条市猪子場新田922番地27
破産者　渡邊　宮子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１８号
新潟県加茂市大字後須田1485番地　市営住宅６号室、前住所新潟県加茂市柳町１丁目６番３号
破産者　諸橋　敏夫
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第９３号
三重県四日市市笹川５丁目65番地９
破産者　藤田　忠男
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
三重県桑名市大字西別所2138番地92、前住所三重県桑名市赤尾台９丁目26番地
破産者　近藤　由彦
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
三重県四日市市諏訪栄町20番３号
破産者　有限会社メルヘン
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係